

移行措置の内容と授業時数について

1 総則・道徳等

総則、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年度から新しい学習指導要領の規定により実施することとなります。

2 算数及び理科

算数及び理科については、系統的に学習する必要があり、新課程に円滑に移行できるように、移行措置期間中から新課程の内容の一部を前倒しして実施することとなります。

具体的な移行内容については、文部科学省のホームページ「移行措置の概略(小学校算数・理科)」に掲載されています。

↓ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/kou/007.pdf

あわせて、移行措置期間中に増加される内容の指導時間を確保するため、算数及び理科の年間授業時数は、新課程の時間で実施することとなります。算数は、各学年で年間20〜25単位時間増え、1週あたり4〜5コマに、理科は、各学年で年間10〜20単位時間増え、1週あたり2.6〜3コマになります。

また、移行措置期間中に前倒して実施する指導事項については、文部科学省から補助教材が配布されます。

準備は万端？

移行措置

いよいよ平成21年度から、新学習指導要領の移行措置期間に入ります。

移行措置期間中の教育課程の編成や年間指導計画の作成に備えて、まず何をすればよいのでしょうか？
移行内容を簡単に整理するとともに、移行措置期間に新課程が適用または一部適用になる主な教科等について、4月からの指導のポイントを専門の先生方に解説していただきます。

都道府県の名称と位置」に関する指導を加えます。

また、平成21年度及び平成22年度の第5学年においては、「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置」等に関する指導を加えます。

音楽

平成21年度及び平成22年度において、「歌唱共通教材」について指導する曲数を、第1〜第4学年で4曲すべて、第5・第6学年では4曲中3曲を扱うこととなります。

体育

平成21年度及び平成22年度の低学年での年間授業時数を、現行の90時間から、第1学年で102時間、第2学年で105時間とし、新課程と同時間数となります。

4 外国語活動

新学習指導要領に規定された第5・第6学年における外国語活動を、平成21年度から各学校の実態に応じて実施することができるとされています。

実施にあたっては、新学習指導要領に示された外国語活動の目標と内容に配慮し、第5・第6学年において、「総合的な学習の時間」の授業時数をそれぞれ年間35時間（1週あたり1コマ）まで充てることができる、とされています。

3 その他の教科

算数及び理科を除く各教科については、学校の判断により、新しい学習指導要領によることも可能です。但し、現行学習指導要領による場合にも、次の教科・内容については、すべての学校で移行措置期間から先行実施する必要があります。

国語

平成22年度の第3学年においてローマ字の指導を加えます。

社会

平成21年度及び平成22年度の第3・第4学年において、「我が国における自分のちの県(都、道、府)の地理的位置、47

移行措置期間中の小学校の標準授業時数について

※()内は週あたりのコマ数

▼現行（平成20年度）

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	-	-	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	114 (3.4)	155 (4.4)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	150 (4.3)	869
理科	-	-	70 (2)	90 (2.6)	95 (2.7)	95 (2.7)	350
生活	102 (3)	105 (3)	-	-	-	-	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	-	-	-	-	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	540
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	-	-	105 (3)	105 (3)	110 (3.1)	110 (3.1)	430
合計	782 (23)	840 (24)	910 (26)	945 (27)	945 (27)	945 (27)	5367

▼移行期間（平成21・22年度）

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	272 (8)	280 (8)	235 (6.7)	235 (6.7)	180 (5.1)	175 (5)	1377
社会	-	-	70 (2)	85 (2.4)	90 (2.6)	100 (2.9)	345
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	-	-	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	-	-	-	-	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	-	-	-	-	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	90 (2.6)	567
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	-	-	95 (2.7)	100 (2.9)	75~110 (2.1~3.1)	75~110 (2.1~3.1)	345~ 415
外国語 活動	-	-	-	-	0~35 (0~1)	0~35 (0~1)	0~70
合計	816 (24)	875 (25)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5576

※ 黄色は現行と異なる部分

▼新課程（平成23年度以降）

学年 教科等	1	2	3	4	5	6	計
国語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	1461
社会	-	-	70 (2)	90 (2.6)	100 (2.9)	105 (3)	365
算数	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	1011
理科	-	-	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	405
生活	102 (3)	105 (3)	-	-	-	-	207
音楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
図画 工作	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	358
家庭	-	-	-	-	60 (1.7)	55 (1.6)	115
体育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	597
道徳	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
特別 活動	34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	209
総合的な 学習の時間	-	-	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	280
外国語 活動	-	-	-	-	35 (1)	35 (1)	70
合計	850 (25)	910 (26)	945 (27)	980 (28)	980 (28)	980 (28)	5645

※ 赤色は移行期間と異なる部分

出典：文部科学省

Question

移行措置に向けて
まず、何をしたらいいの？



Answer

移行内容が多い算数と理科の指導計画作成にあたっては、特に新しく追加された事項についてどんな教材や方法を用いるかを考慮に入れた準備が重要です。

また、第5・第6学年で新たに始まる外国語活動の内容と時数については、総合的な学習の時間の時数などとの関連にも配慮することが大切です。

さらに、今回の改訂で重視されている「言語活動」については、どのように指導計画に位置付けるかを、十分に検討する必要があります。

移行措置が始まったら、授業時数の増加に伴う校時程の変更について、保護者への連絡を忘れないようにしましょう。

国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長 **工藤文三** 先生



次のページから、移行措置期間中に特に注意が必要な教科等について、詳しい解説を載せています！

算数

大幅な指導内容・授業時数の増加が図られます

筑波大学附属小学校教諭 田中博史 先生

●各学年における平成21年度の追加内容

【第1学年】○簡単な3位数までを扱う

○簡単な2位数の加法・減法 ○面積・体積の比較 ○時刻の読み方

【第2学年】○大きな数の学習で1万までを扱う ○簡単な3位数の加法・減法 ○

時間の単位として日・時・分 ○正方形・長方形・直角三角形 ○箱の形

※さらに第1・第2学年に数量関係の領域を新設

【第3学年】○大きな数の学習で1億までを扱う ○4位数の加法・減法 ○3位数

に2位数をかける乗法 ○重さの単位にtを付け加える ○二等辺三角形・正三角

形・角・円と球

【第4学年】○四則計算の結果の見積もり ○小数×整数・小数÷整数 ○そろばんの

加法・減法 ○面積の単位としてa・haを付け加える ○直線の平行や垂直 ○平行

四辺形・ひし形・台形 ○立方体・直方体 ○直線や平面の平行と垂直 ○見取り図や

展開図 ○四則計算の性質

【第5学年】○同分母分数の加法・減法 ○ひし形・台形の面積の求め方 ○多角

直方体 ○直線や面の垂直や平行 ○見取り図・展開図

【第6学年】○異分母分数の加法・減法 ○メートル法の仕組み ○図形の合同 ○

縮図や拡大図 ○文字を用いた式

●移行措置に向けて

平成21年度は、現在の指導内容に前述の内容が付け加えられる。算数の場合は3割

削減されたものが、結果としてほとんど戻ってくるようなものだから、子どもたちの

負担を考えると、今回の移行はかなり教師が配慮をして進めていくことが求められる。

1 思考の流れにそって拡張していけばよい場合の配慮と、2 内容そのものが新しい場合の配慮がある。

1 思考の流れにそって拡張していけばよい場合の配慮

低学年の内容では、数の範囲の拡張が主なものになる。例えば100までだったのが、120ぐらいまでになったり、9999までだったのが1万、9999999までだったのが1億までと、ひとつ上の位までを視野に入れて指導する。だがこれは抵抗ないだろう。かえって今までのほうが不自然だった

ぐらいであり、子どもにとってはすっきりとする。また、簡単な2位数や3位数の計算を低学年でも扱うようになるが、本来、ここで扱う内容は、きちんとそれまでの計算指導を行えば当然できてよいものだ。例えば、第1学年で1512や、第2学年で6287などは、それぞれの上の位がない場合と

考え方は同じと見ることができればよい。

4位数どうしの加減・3位数×2位数の計算・小数×整数・小数÷整数なども、実は

同様である。つまり、これらはそれまでに学んだ数の見方やイメージ、または計算に

ついての考え方がきちんと身に付いているかどうかの確認にもなるよい場面である。

このように自然な思考の流れにそって拡張していけるものは、普段から発展的に考える習慣をつけておけば問題はない。

2 内容そのものが新しい場合の配慮

これに対して、内容そのものが新しいものがある。こちらは、きちんと計画を立てて指導しないと、再びたくさんの落ちこぼしをつくってしまうことにつながる。しかし、落ち着いて考えてみれば、平成元年の

学習指導要領で扱っていたものばかりであるから、10年前の教科書なども参考にして

みると展開方法は見えてくる。第1学年から面積や体積という言葉があつて難しい感じがするが、要するにかつての「広さくらべ」「かさくらべ」など、新しい量の素地体験

となる活動を取り入れるという程度でよい。

内容が増えたからといって教師があせって早くから形式的に指導するのではなく、今回の学習指導要領が大切にしている「算数的活動」を取り入れることで、豊かな感覚と

実感の伴う理解を目指すことを常に意識したいものだ。大人が思うほど、説明型の授業では子どもにも知識は定着していかない。

子どもは、説明されたいという気持ちがないときは、説明されればされるほどわからなくなる。その意味では、算数的活動の中に取り上げられている「説明活動」も子どもたちに主体がなければ意味がない。それは相手意識をきちんともった子どもどう

しの交流によつてのみ実現する。

面積の学習では、子どもたちがaやhaなどという単位とmの関係がうまく理解できないという問題点があつた。それが削除の理由になつてしたが、これも単位換算などを機械的に取り入れるというのを急いだからである。1辺が1m、10m、100m、1000mという正方形を順に作っていくことを子どもたちにイメージさせてみるとよい。

もしも運動場にかけるのなら、できるだけかいて見せるとよい。広い運動場ならば100mぐらいまではかけるだろう。それぞれが順に1m、1a、1ha、1kmという単位面積になつているのである。こうした身に付け方をさせておけば、後は計算すれば換算はできる。大切なのはイメージ力に支えられた

「知識・理解」にしていけることである。それが「算数的活動」が本来求めるところである。

理科

大幅な指導内容・授業時数の増加が図られます

広島大学大学院教育学研究科教授 角屋重樹先生

●各学年における平成21年度の追加内容

【第3学年】

○物と重さ ○風やゴムの働き ○身近な

【第4学年】

○水の体積変化 ○人の体のつくりと働き

○天気による1日の気温の変化

【第5学年】

○電流の働き ○水の中の小さな生物

【第6学年】

○電気による発熱 ○水の通り道 ○食べ

物による生物のつながり ○月と太陽 ○

主な臓器の存在

●移行措置に向けて

平成21年度は、現在の指導内容に前述

の内容が付け加えられる。小・中学校の

学習内容の整合性や国際的な通用性、内

容の系統性の確保などの視点からの追加

になるが、その多くは、平成元年の学習

指導要領で扱っていたものであり、大き

な改革は必要とされていないといえる。

しかし、今回の改訂は、学力問題に起

因しているので、確かな学力を確実に子

どもに獲得させることがきわめて大切と

なる。このため、確かな学力の育成は早

急の課題である。そこで、平成21年度の

移行措置期間から確かな学力を育成する

学習指導方法を工夫する必要がある。以

下、その工夫を述べることにする。

確かな学力は、**1基礎的・基本的な知**

識や技能の習得と、**2課題を解決するた**

めに必要な思考力、判断力、表現力等の

育成に大別できる。**1**と**2**のそれぞれの

習得と育成について述べる。

1基礎的・基本的な知識や技能の習得

理科における基礎的・基本的な知識と

技能は、自然事象に関する性質や規則性、

科学的な概念、観察・実験器具の名称や

その扱い方などである。このような基礎

的・基本的な知識と技能を子どもが習得

するためには、繰り返しすることが必要とな

る。この繰り返しについては、子どもが

自分で目標を設定し、その目標を実現す

る方法を考案し実行し、その結果、設定

した目標と比べてどれだけ実現したかを

自己評価できるようにすることが大切に

なる。自己評価のためには、日頃の学習

指導において、目標の設定↓計画↓実行

↓振り返りという一連の活動を繰り返す

ことが必要になる。このような繰り返し

によって、子どもは事象に関する性質や

規則性、科学的な概念、観察・実験器具

の名称やその扱い方などを習得できるよ

うになる。

2課題を解決するために必要な思考力、

判断力、表現力等の育成

思考力、判断力、表現力等を育成する

ためには、子どもが、**1問題を**見だし、

2問題となる事象を説明するための仮説

を発想し、実験方法を立案し実行し、3

実験結果について考察する、という場面

からなる問題解決活動が必要となる。

1問題を見いだす場面

子どもが問題を見いだすためには、ま

ず、直面している事象について、現象ど

うし、あるいは現象と既存の知識との間

に違いを見いだすことが必要になる。例

えば、枯れた植物と枯れていない植物を

観察し、両者の違いに気付くことである。

このような違いを見いだすことから、子

どもは現象の違いがどのような原因（要

因）によって生じたのかを考えるように

なる。

2仮説を発想し、**実験方法を立案し実行**

する場面

子どもが仮説を発想するためには、生

起している現象と既存の知識とを関係づ

け、その現象が生じる原因（要因）を発

想することが大切になる。したがって、

問題解決のための仮説を発想する力の育

成のためには、現象と既存の知識を関係

づけ、現象が生じる原因（要因）を発想

できることが必要といえる。

また、実験方法を立案し実行するため

には、子どもが既存の経験を想起し、そ

の経験から適用できる既有知識をもとに

実験方法を立案することが大切となる。

3実験結果について考察する場面

実験結果について考察する力を育成す

るためには、実験結果を仮説や解決方法

との関係で検討し、仮説や解決方法と比

べることが必要になる。特に、実験結果

が仮説と一致、あるいは、不一致してい

ないかという視点で検討することが大切

となる。



道徳

平成21年度から先行実施されます

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

永田繁雄 先生

●改訂のポイント

◎道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化。

◎改正教育基本法の理念を織り込み、道徳教育の目標を一層充実・改善。

◎道徳の時間の目標に「自己の生き方」についての考えを深めることを明示。

◎各教科等で、それぞれの特質に応じて道徳の内容を適切に指導することを明確化。

◎校長の方針の下、「道徳教育推進教師」を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開することを明確化。

◎学校や学年の段階に応じて配慮すべき指導の重点を明確化。

◎道徳の時間における「先人の伝記」「自然」「伝統と文化」「スポーツ」など児童が感動を覚える魅力的な教材の活用の重視。

●指導上の留意事項

今回の改訂では、全教育活動における道徳教育と、その中核的な役割を担う道徳の時間の、それぞれの特質に応じた指導と相互の関連が一層重視されている。そこで、平成21年度からの先行実施に向

総合的な

学習の時間

平成21年度から先行実施されます

東京家政学院中学校・高等学校校長

佐野金吾 先生

●位置付け・目標・内容

新学習指導要領では、「総合的な学習の時間」は総則の一項目ではなく、第5章として新たに章立てされた。目標・内容を示して、教科と同様の扱いとなっており、この時間の学習が現行よりも重視されていることが読み取れる。

目標に「横断的・総合的な学習や探究的な学習を：問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て」とあるように、児童ひとりひとりが各教科等の学習で身に付けた知識・技能を相互に関連付けて学習や生活に生かす時間となることを期待している。

そこで、各学校の平成21年度の教育課程の編成にあたっては、現在取り組んでいる「総合的な学習の時間」の成果と課題を整理し、新学習指導要領に示すこの時間の目標が実現できる学習活動とする工夫改善が必要となる。

●指導上の留意事項

「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実させるためには、各学校でこの時間の学習で育てたい力を明らかにするこ

とだが、そのためには、中学年・高学年の発達段階を考慮したテーマを設定することが大切である。学習のゴールを明らかにすることは、児童の学習活動とともに教師の指導の充実を図る上で重要で、評価を適切に行う上でも必要となってくる。

多くの学校で行ってきた外国語活動は、今回の改訂で「総合的な学習の時間」から分離して教科の学習と同様に扱うことになった。そのほか、この時間の学習活動で扱う課題については、現行の学習指導要領との相違点に留意したい。

次いでこの時間の学習形態だが、「活動あって学習なし」と言われないように、目標を確実に実現できる探究的な学習活動を取り入れる工夫改善が必要である。そのためにはこれまでに実践してきた体験活動を再構成するとともに学んだことを振り返る学習、学んだことを言葉によって表現する学習を取り入れる工夫が必要となる。また、日常の各教科の授業で基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、さらにそれらを活用して思考力・判断力・表現力を育む学習活動の工夫改善への取り組みも必要である。学校あげて各教科の授業のあり方を見直すことが移行期の重要な課題と言える。



外国語活動

第5・第6学年で新たに実施することができるようになります

文京学院大学外国語学部教授 渡邊寛治 先生

●目標

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うこと。

※音声言語活動を通して、主体性を育成

●「外国語活動」導入の背景および趣旨

1964年の東京オリンピック以降、日本の経済は高度成長、そして国際化の進展へと向かう。それに伴い、外国語教育もそれまでの読み書き中心の教育からコミュニケーション重視の教育へと方向転換することになる。1986年、臨時教育審議会は「外国語教育の見直し」を提言。3年後の学習指導要領では、中学校・高等学校ともオーラル・コミュニケーションを重視する教育目標と内容に改善される。また、臨教審は小学校からの外国語教育を視野に入れた教育改善の審議を重ねる。その結果、文部省(当時)は1992年に小学校における英会話を導入した教育課程の研究開発学校を指定。

この教育政策がきっかけとなり、1998年の学習指導要領の改訂時には学校選択方式で「総合的な学習の時間」や「特別活動」を利用して、「英語活動」を開始。その後は各地で推進され、2007年度には約97%の公立小学校が英語活動を実施。しかしながら、その実態には格差があり過ぎたため、教育の機会均等を図る必要性から、2008年、中教審は教科ではないが必修として導入することを決定した。

●推進上の留意事項

①カリキュラムの開発

活動のトピック(テーマ)は児童の心的発達を考慮し、高学年の児童にとって興味・関心の高いトピックを選ぶ。教科等で学習した内容を「活用する力」とする工夫も必要である。

②活動のねらい

主なねらいは、音声言語活動を通して、児童の積極的なコミュニケーション力(資質)を育むことにある。例えば、「買い物で、自分の買いたいものを選んで相手に伝える」というねらいを設定する。「ねらい」の文末は、「～をする」であっ

て、「～ができる」とはしない。「～ができる」とした場合、「言えた/言えなかった」は容易に見取れるが、小学校の外国語活動は言語スキルの習得ではないので、言語スキルの「でき不得き」を見取る必要はない。

③活動内容の構成

学習指導要領が求める「ことばの使用場面」と「ことばの働き(機能)」を重視して内容を構成する。このような発想による活動は、コミュニケーション能力を育成する上で不可欠である。また、必ず児童の「主体性(コミュニケーション力育成の原点)」を重視した活動内容とする。したがって、これまでそのような活動内容で実施してきた学校はその内容を変える必要はない。しかし、読み書きも含む言語スキル学習等を行ってきた学校や地域は、学習指導要領の目標に沿った活動内容に改善が必要である。

④活動の実施

担任が中心(T1)となり、活動の計画、ALT等(T2)との授業の実施、評価を行う。その際、学習指導要領が求めているように、ALT等とのコミュニケーション体験を心掛ける。また、活動中は必要に応じて児童のサポートをするともに、あらかじめ決めておいたグループ内の児童(数名)の評価とカリキュラム評価を評価規準で行う。ちなみに、文部科学省から配布される『英語ノート』の指導

書にも評価規準例は示されている。

⑤児童の評価

児童のパフォーマンス状況を評価する。それゆえ、児童の変容を見取る評価規準は、プロセス評価(～を(しようと)している)とする。なお、児童の活動中の評価は、活動の性格から、数値的評価は不適切である。自校で策定する評価規準による総合的分析評価が適切であろう。

⑥カリキュラム評価と児童用「振り返りカード」の活用

教育成果の説明責任を果たすには、PDCAサイクルで自校のカリキュラム評価を行う必要がある。その際、評価規準を用いて行う。本改革事業を推進するには、自校の教育評価観の安定を図る意味から、校内研修等を通して「評価規準による指導と評価の一体化と具体的な評価の仕方」に関する訓練を行う必要がある。また、評価規準を軸に児童を対象とした「振り返りカード」の実施から得られる情報については、カリキュラムの再開発や指導の在り方の改善に役立てることができ



『子どもが変わる! 小学校英語活動』(新学社)もご参照ください。